

「令和6年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業通所型集団支援業務委託」
に関する質問書への回答について

質問書によりご質問いただいた内容について、次のとおり回答します。

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 管理担当者と照査担当者は主な担当者と兼務は可能でしょうか。 | 管理担当者及び照査担当者が行う、管理業務・照査業務に支障がない限り、主な担当者等の別業務との兼務が可能です。 |
| 2 | 1コース目と2コース目がかぶる月は、同じ日の前者をAM、後者をPMとすることは可能でしょうか(1コースは全8回AM、2コースは全8回PMという前提です)。 | 各コースの実施にあたり十分な環境の確保ができる場合は、複数コースの同日AM・PMでの実施や、同日同時間での実施も可能です。 |
| 3 | 当該教室を開催する場所のケアプラザとはあらかじめ協力・連携しておく必要はありますか。 | 協力・連携が必要な場面においては、委託者が調整をいたしますので、受託者による事前の調整等は不要です。 |
| 4 | 提案書「業務の実施方針及び手法について」(4)の人材「確保の方法」は、どのような内容を想定されておりますでしょうか。 | 要領-4(4)「確保の方法」欄には、教室を運営するにあたり、実際に勤務する専門職の職種や人数を、どのように確保する想定か記載します。(例：法人として雇用している、派遣会社等と提携している等) なお、要領-3-1には、委託事業全体の運営や管理業務等を中心に担う主な担当者をご記載いただく資料のため、要領-4(4)に記載する職種と重複があっても構いませんが、現場で従事する全ての職種を記載するものではありません。 |
| 5 | プログラムガイドライン(案)の3(3)の「事業実施補助者」について、「プログラム実施時間内において、他事業との兼務も可」と記載がありますが、どのような役割を想定されておりますでしょうか。 | 会場の設営、受付準備や受付、会場の片付けなど、補助的な業務を行うことを想定しています。 当該業務が発生しない時間帯に、他事業に従事することは差し支えありません。 |

連絡担当者

所属 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

氏名 清水、田島、濱田

電話 045-671-3464

FAX 045-550-4096

E-mail kf-kaigoyobou@city.yokohama.jp